

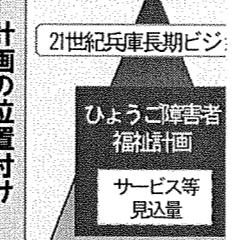
ひょうご障害者福祉計画～自分で決める自分の生き方 みんなでつなぐ共生の社会～ 概要

2040年(平成52年度)の“未来予想図”

障害が1つの個性として浸透し、街中などを行き交う中で、人々がごく自然に接し合う風景

2020年(平成32年度)の“目標”

障害のある人もない人も、皆が支え合い、住みたい地域・場所で、ともに暮らしていくこと



県がめざすべき障害者のための社会像（終期：2040年）

障害のある人を取り巻く環境についての実施計画（終期：2020年）
障害福祉サービス等の見込量を定める業務計画（終期：2017年）

自己決定

障害のある人が、必要に応じて支援を受けつつ、“自分の生き方”を自分で決め、その生き方が尊重される社会の実現

共生

障害のある人が、地域の一員として生涯安心して当たり前に暮らし、誰もが共に支え合う社会の実現

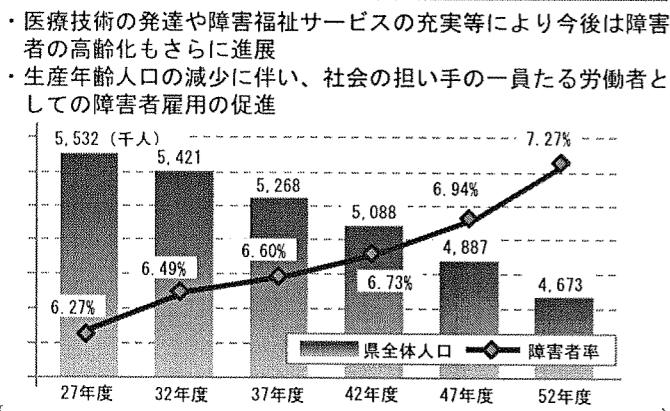
- ①障害のある人ができる限り自分で決定を行える環境を整え、その結果を尊重する視点
- ②障害特性等に配慮した“その人のため、本人中心”意識を持ち、「自助・共助・公助」の支え合いを実践する視点
- ③障害のある人が、自分らしく生きる権利を尊重される、差別のないユニークな社会をつくりあげる視点

1 計画策定の背景

障害を取り巻く法環境

- 障害者虐待防止法の成立【平成23年6月】
・養護者・施設従事者・使用者による虐待の防止
- 障害者基本法の改正【平成23年7月】
・障害者の定義見直し（精神障害に発達障害を含む）
- 障害者総合支援法の成立【平成24年6月】
・障害者の範囲の見直し（難病等を追加）
- 障害者優先連携推進法の成立【平成24年6月】
・公契約における障害者就業促進のための措置
- 障害者雇用促進法の改正【平成25年6月】
・精神障害者の雇用義務化（法定雇用率算定期式見直し）
- 障害者差別解消法の成立【平成25年6月】
・差別の取扱・合理的配慮の不提供の禁止
- 精神保健福祉法の改正【平成25年6月】
・地域移行の促進（保護者制度廃止、退院促進体制整備）
- 障害者権利条約の批准【平成26年1月】
・障害者の固有の尊厳の尊重を促進

将来障害者人口の推計



障害者福祉が直面する9つの課題

- ①意思決定と意思決定支援の促進
意思決定を見守るほか、表情等の読み取りに努めていくことが必要
- ②相談支援・権利擁護の推進
相談支援体制の整備や虐待防止・差別解消等の推進が必要
- ③多様化・重度化する障害への対応
高次脳機能障害や難病、重症心身障害児・者支援等が必要
- ④障害のある子どもへの支援
子ども・子育て支援施策の後方支援としての専門支援が必要
- ⑤高齢化への備え
介護保険との円滑な連携や親亡き後を見据えた支援が必要
- ⑥障害のある女性への支援
同性による介助の促進等、女性の視点に立った支援が必要
- ⑦就労支援の強化
適性や能力に応じた多様な就業環境の整備等が必要
- ⑧すまいの選択
多様なすまいの提供や居住環境向上、地域交流の促進等が必要
- ⑨ユニバーサルデザインの推進
バリアフリーの進展やICT機器を活用した支援の推進等が必要

2 計画推進の体制

- ・第3期兵庫県地域福祉支援計画に定める役割分担に基づき、NPO法等民間との協働のもと、国や市町とともに効果的に計画を推進

主体	役割の内容
国	○全国的に統一して定めることが望ましい基本方針の決定 ○全国的規模・視点で行うべき施策・事業の実施 等
県	○市町だけでは対応困難又は非効率な広域的・専門的な福祉ニーズへの対応 ○先進的な取組の企画・実施による市町への普及 ○専門的人材の育成 等
市町	○地域の生活課題（ニーズ）の把握及び事業実施による対応 ○公的な福祉サービスの提供体制の整備 ○住民への情報提供・相談支援体制の整備 等
民間	○障害福祉サービス等の提供 ○インフォーマルなサービスの提供・地域での支え合い 等

5 施策分野ごとの取組体系

障害者福祉

めざすべき理想像

生活基盤づくり	障害のある人が、支援者とともに自分に必要なサービスを選択できる環境が整備され、充実した生活基盤の上で毎日を過ごすことができる社会	(1) 障害福祉サービスの構築 (2) 障害のある子、(3) 地域特性を踏まえた重層的な保健・医療が提供できる基盤の整備 (4) 難治性疾患患者の安心して地域で暮らすことができる支援体制の整備 (5) 犯罪を犯した障害者に対する支援体制の整備 (6) 犯罪を犯した障害者に対する支援体制の整備
教育・社会参加	障害のある人が年齢や能力・特性に応じた十分な教育を受け、自分が興味を持つ地域活動に進んで参加することができる社会	(1) インクルーシブ教育システムの構築 (2) 早期からの幼児期からの中適切な指導 (3) 障害のある児童の安心して学習できる教育環境の整備 (4) 障害のある人の交流活動を促進し、芸術文化やスポーツ、ツーリズム（観光行動）を満喫できる支援体制の実現
しごと支援	障害のある人が、適性や能力に応じた職業や多様な働き方のもので、意欲を持って生き生きと働くことができる社会	(1) 障害特性や能動性に応じて能力を發揮し、意欲を持って働く一般就労の場の拡大 (2) 障害のある人の適性に応じて能力を發揮し、更なるチャレンジ（挑戦）を実践するための就労環境の向上 (3) 介護の就労の密接な連携による就労移行と加齢等による就労から福祉への円滑な移行の実現
くらし支援	障害のある人が自分で選んだ地域・住居等に住み、必要な支援のもとで快適に暮らすことができる生活環境が整備された社会	(1) 多様なニーズに対応した地域・住まいの整備による、障害のある人の生活環境の向上 (2) 障害のある人の自立支援 (3) ユニバーサルデザインの実現 (4) 視覚・聴覚障害者の到達性と、必要な支援を受けながら自らの意思を伝達できる環境の整備
安全安心	障害のある人が、基本的人権を享有する個人として人格や個性、選択の機会が尊重され、安全安心で、差別のない環境を享受できる社会	(1) 全ての人が障害者として見なされた住みよい社会 (2) 防災対策を進め、地域の防犯体制の構築 (3) 防犯アセスメントワーク（連携）を強化し、障害のある人が安心して毎日を暮らせる防犯・防災の経験と教訓を生かした被災した障害のある人に対する支援やこころのケアの強化

3 障害福祉サービス等の供給体制

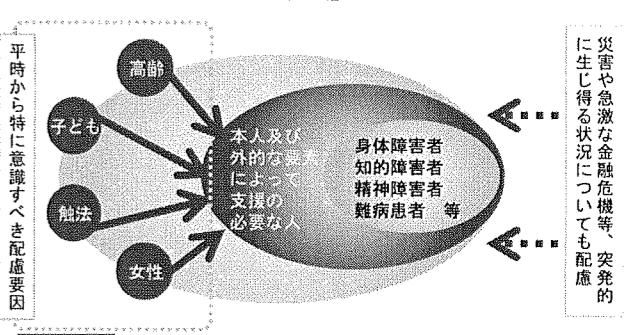
- ・サービスの提供体制を県域／圏域／市町域に区分し、居宅介護等の訪問サービス等については原則、市町域で整備

区分	整備するサービス等の内容
市町域	○居宅介護等訪問サービス ○グループホーム ○相談支援 ○障害児相談支援 ○生活介護 ○就労継続支援B型 ○児童発達支援 ○放課後等デイサービス ○保育所等訪問支援
圏域	○短期入所 ○自立訓練 ○就労継続支援A型 ○就労移行支援 ○児童発達支援センター
県域	○療養介護 ○施設入所支援 ○障害児入所支援

※市町域での整備が困難な場合は圏域内の相互供給体制を構築

4 対象となる障害の範囲

- ・発達障害や難病に加え、外的要素等により支援を要する人も対象に捉えるほか、様々な状況によって障害のある人が直面する複合性についても配慮



が直面する課題を5つの取組分野に整理し、それぞれに「めざすべき理想像」「実現したいこと」を掲げて施策を推進

実現したいこと

めざすべき理想像
実現したいこと

実現したいこと

めざすべき理想像

主な取組実例
○相談支援体制の構築と質の高い人材の養成 ○障害のある子どもと家族全体を視野に含めた早期支援 ○重症心身障害児・者入所施設の地域偏在解消・運営支援 ○高齢化した障害のある人に対する見守り体制の充実 ○障害福祉サービス事業所等での同性による介助の促進 ○身体合併症への対応を含む精神科救急医療体制の整備 ○難病医療相談や療養生活相談、就職支援の充実 ○障害のある触法者の早期把握と手帳取得等の支援
○一人一人の多様な教育ニーズに応じた特別支援教育の充実 ○教育支援体制の強化（教職員の専門性向上等） ○教育環境整備の推進（特別支援学校の整備等） ○空き店舗等を活用した障害者芸術作品発表機会の提供 ○障害者スポーツ拠点の全県展開 ○障害者スポーツの場としての特別支援学校等の活用 ○障害のある人の留学や海外旅行等に関する情報提供
○事業協同組合等算定特例や特例子会社の設立支援 ○障害者就業・生活支援センターの運営・機能の強化 ○ジョブコーチ等を活用した職場定着支援の推進 ○障害を理由とする職場での差別的取扱いの禁止の徹底 ○授産商品の高度化や新商品・新規業務開拓等の支援 ○県内複数拠点における授産商品共同受注窓口の整備 ○加齢等による一般就労から福祉への回帰の支援
○県営住宅を活用したグループホーム開設マッチング支援 ○入所を必要とする人の的確なアマネジメントの実践 ○体験入所を含む短期入所が可能な施設の拡充 ○鉄道駅等でのエレベーターや転落防止設備等の設置促進 ○公的機関職員等を対象とする手話講座の推進 ○ICTを活用したコミュニケーション支援の促進
○地域協議会を活用した差別解消のための意見交換 ○差別事例の蓄積とそれらを活用した啓発活動の実施 ○障害者権利擁護センター等を核とする虐待防止の推進 ○在宅生活の障害のある人に対する声掛けや安否確認推進 ○震災・耐火構造を備えた福祉施設等を福避難所に活用 ○特別支援学校等における消費者教育等の推進 ○ひょうごDPATによる災害時の精神科医療体制の確立